

# 新規口座開設限定定期預金規定

## お客様へ

新規口座開設限定定期預金は、この規定書の各条文ならびに四国八十八カ所支店ご利用規定およびWithYouNet ご利用規定によりお取り扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象となります。

## 新規口座開設限定定期預金規定

### 1. (預け入れの金額)

新規口座開設限定定期預金（以下「この預金」といいます）の預け入れは、1口あたり100万円以上1,000万円以下（1円単位）で、お一人さま総額1,000万円を上限とします。

### 2. (通帳等)

- (1) この預金は通帳、または証書の発行はいたしません。
- (2) この預金の利率・預入期間・満期日の取扱等は、WithYouNet により提供されるインターネットバンキングを利用してご確認いただけます。

### 3. (預入期間)

この預金の預入期間は、3ヶ月と1年から選択できます。

### 4. (預入条件)

この預金は、四国八十八カ所支店で1口あたり100万円以上1,000万円以下（1円単位）で、お一人さま総額1,000万円まで預け入れ可能です。

### 5. (取扱店の範囲等)

- (1) この預金の預け入れ、解約または書替継続は、当行四国八十八カ所支店（以下「当店」といいます）のみで取り扱います。
- (2) この預金の預け入れは、四国八十八カ所支店普通預金からの預け入れのみ取り扱います。

### 6. (利息)

この預金は、預入日の当行ホームページに表示された利率を適用します。この利率を以下「約定利率」といいます。

この預金の利息は、あらかじめ指定された単利または複利のいずれかの方法（以下「単利型」または「複利型」といいます）により1年を365日として、日割りで次の算式により計算し、円未満は切り捨てます。

なお、預入期間3ヶ月は単利型、1年は複利型の取り扱いとします。

#### 1. 単利型

単利型の利息は、次の算式により計算します。

「この預金の元金」 × 「約定利率」 × 「預入日から満期日の前日までの日数」 ÷ 365

#### 2. 複利型

複利型の利息は、元金、預入期間（預入日から満期日の前日までの日数）および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、第7条(2)により取り扱います

### 7. (満期日の取扱)

- (1) この預金は、預け入れ時に元利継続または元金継続のいずれかを選択してください。
- (2) 自動継続は、次により取り扱います。
  1. 元利継続を選択した場合は、満期日に利息を元金に組み入れのうえ、従前と同一の預入期間の四国八十八カ所支店定期預金として自動的に継続します。継続された預金について

ても以後同様に自動的に継続します。

2. 元金継続を選択した場合は、満期日に利息を四国八十八カ所支店普通預金に入金のうえ、元金を従前と同一の預入期間の四国八十八カ所支店定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様に自動的に継続します。
3. 自動継続後の預金の利率は、継続日における当行のホームページに表示された金額および預入期間に応じた利率を適用します。  
ただし、継続後の利率について別の定めをしている場合は、その定めによる利率を適用します。

## 8. (満期前解約と利息清算)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、次により計算し（円未満は切り捨てます。）元金とともに四国八十八カ所支店普通預金に入金する方法により支払います。

### 1. 単利型

「この預金の元金」×「満期日前解約利率」×「預入日から解約日の前日までの日数」÷365日

### 2. 複利型

元金、預入期間（預入日から解約日の前日までの日数）および「満期日前解約利率」によって6ヶ月複利の方法で計算します。

- (3) 中途解約利率は預入期間に応じて、以下のとおりとします。（小数点第4位以下切り捨て）

預入期間	解約利率
6か月未満	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	AまたはBのいずれか低い方 【A】約定利率×50% 【B】預入日当日における預入期間に該当する店頭表示利率の95% ※A、Bで算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します

※店頭表示利率は、愛媛銀行ホームページ（四国八十八カ所支店を除く）の預金金利に表示している利率とします。

## 9. (一部支払)

この預金は、元利金の一部支払いはできません。

## 10. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

## 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

1. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債

務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

2. 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
3. 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  1. この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  2. 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
- (4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 1 2. (規定の変更)

- (1) この規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

## 1 3. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、ひめぎん預金関連規定集等により取扱います。

以上

(2024 年 6 月 29 日現在)